

プレキャストコンクリートへの再生粗骨材Mの有効活用について

コンクリート副産物の再生利用に関しては、「コンクリート副産物の再利用に関する用途別品質基準」(平成28年3月31日付け国技建第379号)を通知しているところですが、宮城大学と土木研究所及び東北地方整備局東北技術事務所は、凍結防止剤散布地域における再生骨材コンクリートの普及を目的に平成30年度から三者で共同研究を実施し、プレキャスト製品への使用が可能との研究成果をとりまとめたところです。

このたび上記検討の結果が「プレキャストコンクリートへの再生粗骨材Mの有効活用に係わるガイドライン(案)」としてとりまとめられたので、参考送付いたします。

よろしくお願ひ致します。

(補足)

H28年3月の通知「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」においては、塩害地域や凍結防止剤(塩化ナトリウム)散布地域では塩害や凍害が促進される懸念があるため、プレキャスト製品への適用を見送っていたが、塩害地域や凍結防止剤の散布地域は全国に広くあり、この制約が再生骨材コンクリートの活用の障害になっていた。これに対して、土研、東北技術事務所、大学で共同研究を行い、塩害地域や凍結防止剤散布環境でも十分な耐久性を有する再生骨材コンクリートの品質および評価方法が整理されたので、この成果を全国に広く発信するものです。

国土交通省 大臣官房 技術調査課